

## 平成26年第2回西会津町議会臨時会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時 平成26年5月13日
2. 場 所 西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成26年5月13日
2. 閉 会 平成26年5月13日
3. 会 期 1日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

#### 2. 不応招議員

な し

平成26年第2回西会津町議会臨時会会議録

平成26年5月13日（火）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	農林振興課長	佐藤美恵子
総務課長	伊藤要一郎	会計管理者兼出納室長	会田秋広
企画情報課長	杉原徳夫	教育委員長	田崎敬修
町民税務課長	新田新也	教育長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	教育課長	成田信幸
商工観光課長	大竹享		
建設水道課長	酒井誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高橋謙一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

## 第2回議会臨時会議事日程（第1号）

平成26年5月13日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第2次）

日程第6 議案第2号 財産の取得について（小型バス）

日程第7 報告第1号 委任専決処分事項

閉 会

（全員協議会）



○議長 ただいまから、平成 26 年第 2 回西会津町議会臨時会を開会します。

(10時05分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 2 件の議案及び 1 件の報告が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、2 番、三留正義君、10 番、荒海清隆君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 5 月 13 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 5 月 13 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 1 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 2 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、福島民友新聞社から県内の消防団で最高の名誉とされる

民友旗表彰が、本年4月17日付で受賞の決定通知があったことから、その受賞記念事業にかかる所要の経費を計上するものであります。

この受賞にあたりましては、受賞記念事業実行委員会を組織し、受賞記念パレードや祝賀会の実施、記念誌の制作などを行う予定であり、その事業費の一部として補助金を計上するものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成26年度西会津町の一般会計補正予算（第2次）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億9,168万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金250万4千円は、今次補正に係る財源の全額を繰入れするものであります。

次に、歳出であります。9款消防費、1項2目非常備消防費250万4千円の追加は、民友旗受賞記念事業実行委員会への補助金であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　十分なる審議をといわれていますのでお尋ねをいたしますが、祝賀会はいつ頃予定をされておるかということと、実行委員会に補助をするということですが、実行委員会の予算の総額はどれほどかと。補助金以外のお金はどういうふうにして、どっからこう出てくるのかと、そこら辺を聞いておきたいと思います。

○議長　町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長　ご質問にお答えをいたします。まず、祝賀会の開催時期であります。先ほど町長からご説明いたしましたとおり、6月7日、土曜日が県下消防大会で表彰されます。その後、できるだけ早い時期にと考えてございましたが、6月の8日、翌日が町の防災訓練、事前に決まっております。翌週15日が奥川健康マラソンということでありまして、22日が一番早い日曜日でございますが、その日も公民館ちょっと別のイベントがございます。今のところ最短で6月の29日、日曜日の線で今のところ検討してございます。

それから2点目のご質問であります。まず町の補助金250万4千円ということでございますが、これにつきましては主な部分として民友新聞への広告料、新聞広告料で151万2千円ほど。それから先ほどご説明いたしました記念誌の発行で67万8千円ほど。それから記念品代、一応記念品で15万程度。それから看板等の消耗品で10万と。もろもろ合わせますと250万4千円という金額になります。

それからこの他、実行委員会の予算といたしましては、前回の民報金ばれんの際に消防団、さらには女性消防隊、それから消防OBの方から協賛金といいますか、寄付金を募りまして前回45万ほど収入としてございました。それらにつきましては、今、町で見込んだ経費以外の経費に充てるということで考えてございます。なお、祝賀会につきましては、飲食の部分は全て会費で前回も賄ってございますので、そこらについての支出は公費でも無いということでございます。以上です。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。もう1つ聞いておきたいのは、この実行委員会を組織する団体といいますか、どういう方々で組織をなされるのか、それをお答えいただきたいと思えます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えをいたします。まず今回、補正予算ご議決いただきましたら、まず設立準備会ということで消防団、それから消防支援隊、女性消防隊の幹部の方に集まっておきまして、今後の実行委員会の組織に向けた打ち合わせをしていただきます。それで、実行委員会につきましては、前回の金ばれん同様といいますか、まず消防団につきましては本団幹部全て、それから分団長、各分団長。それから消防支援隊につきましては隊長、副隊長、各分隊長。それから女性消防隊につきましては隊長、各副隊長というような構成で現在考えてございます。以上です。

○議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、議案第1号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第2号、財産の取得について(小型バス)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、普通乗合自動車、小型バス、いわゆる29人乗りマイクロバス2台の購入であります。現在、各種視察研修や葬儀における斎場の送迎などで使用しております町所有のバスについて、購入から12年以上が経過し、走行距離も30万キロメートルを超え、老朽化による性能の低下や故障の多発等により、運行に支障をきたしていることから、このたび、更新をするものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

1の取得する財産及び数量であります。普通乗合自動車、小型バス2台であります。

2の取得の方法は売買であります。去る5月1日に、指名競争入札により入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、有限会社斎藤オート、有限会社相原モータース、有限会社渡部泉商店野沢自動車工業、株式会社平和総合企業の4社であります。

入札の結果、有限会社斎藤オート、代表取締役齋藤一博氏が1,480万円で購入いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,598万4千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成26年9月30日であります。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　この財産の取得、中身は29人乗りのバスの2台の取得だということでもわかりましたけども、この今まで使っていた、葬儀等に使っていたバスとわれわれ研修視察等に使っていたバスの2台だということでもあります。これはまるっきり構造仕様等は同じ車を2台更新しようとしているのか、まずその点を1点お尋ねします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　これは2台とも全く同じ仕様でございます。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　わかりました。この財産の取得と関連して、今まで使っていた2台のバスの処分、財産の処分に当たりますけども、それは今までどおり入札等の、いう形で処分されると思います。それは納入後速やかに私はやっていただきたいと思いますが、昨年私言っていた中で、この財産の処分、乗用車の、公用車の処分に関しましては少しやり方を変えられましたよね。広域にわたっていわゆる入札、見積り等の依頼をしているようではありますが、その辺はその後変わったところありましたでしょうか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　かつて多賀議員からご指摘ございましたように、できるだけ幅広く、処分に当たっては案内をさせていただきまして、できるだけその入札に加わっていただく業者を増やしていきたいということで取り組んできたところであります。

○議長　8番、多賀剛君。

○多賀剛　それは大変いいことでありますけども、結果としてどのような効果が表れたのか私大変気になります。まずその入札の業者が以前よりも多く集まったのか、その点を1点お尋ねします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。



- 総務課長　　以前売却の案内を出した業者以外に1社ほど増えたという実績がございます。これからもできるだけ多くの業者が参加できるような体制をとっていきたいというふうに考えております。
- 議長　　14番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　　指名競争入札ということですが、これ入札に参加できるといいますか、参加することのできる、資格のある会社というのは4社だけではないかと思っておりますが、何社くらいがこのバスの、応札できる資格のある業者が何社くらいあるかと。町内では私はこの3社だけだと思っておりますが、会津でもかなりの応募できる会社があるだろうと思っておりますが、そのうち1社だけが指名されておりますが、そこら辺も併せて説明をしていただければと思います。
- 議長　　総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長　　参加できる業者でございますけれども、町内業者この他に車の取扱いしている業者が何社かございますけれども、実際にこのマイクロバスを扱えるのはこの町内では3業者ということでございます。それから町外業者につきましては、指名参加願が出ている業者で、その中で今回案内を、案内といいますか、車種を選定といいますか、装備を決めまして、これに適合できる場所を指名参加の中から選んでやるわけでありませうけれども、実際扱える業者が町外にありませう指名参加が出ていないというようなことがございまして、実際はこの平和総合企業が町外で扱える、指名参加が出ているということでございます。
- 議長　　14番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　　そうするとこれらに関しての参加願というのは、平和総合企業以外は出ていないということですか。
- 議長　　総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長　　実際に指名参加、他に何社か出ておりますけれども、町のほうで装備をいろいろ規定いたします。その装備がその車に合致していないと実際には扱えないということになりますので、そういったところで指名参加が出ていても実際は、例えば三菱のマイクロバスを町として想定した場合、日産とかトヨタとかありますけれども、そういったところでその基準を満たさないとか、装備を満たさないとか、そういう部分が出てまいりますので、そういったところ勘案し、総合的に勘案いたしまして実際に取り扱えるところについては全て出すというのが基本でやっております。
- 議長　　14番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉　　町でこういう、この件だけではなくて、いわゆる入札等する場合にはこういうふうなことで入札をするという、いわゆる案内を出してそれに応じて、では俺らも直接こう応札できるというようなやり方をしているのか。それとも今言ったような町側の今までの商取引といいますか、そのようなことを総合的に判断してその指名にしているのかと、そこら辺きちんと対応なされると思いますが、もう1度そこら辺についてお答えをいただきたいと思っております。
- 議長　　総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長　　町の基本的な考え方といたしましては、扱える業者がいればできるだけ多く

の業者に参加をしていただきたいということで考えております。その中で先ほど申し上げましたように、いろんな装備の基準がありますので、実際にこういったものが扱えませんかというところを確認してできないということであれば、それはやむを得ないということでもありますので、できるだけ多くの業者に参加してもらいたいということで考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、財産の取得について（小型バス）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、財産の取得について（小型バス）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　報告第1号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、昭和53年6月30日にご議決をいただいております、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。発生件数は2件で、交通事故に係るものであります。

それでは、報告第1号をご覧いただきたいと思います。

第1件目の事件であります、発生年月日は平成23年10月27日で、事件の相手方は4人となっております。

まず1人目の相手方ではありますが、喜多方市塩川町小府根地内の県道熊倉塩川線の交差点において、町公用車が県道を横断しようとしたところ、赤の点滅信号を十分に停止しないで進入したため、県道を左から走行してきた相手方車両と衝突し、運転しておりました木村氏が負傷するとともに、双方の車両に損傷が生じたものであります。

次に、2人目の相手方であります中川氏につきましては、木村氏が運転していた車両に同乗していたため、この衝突事故により負傷を負ったものであります。

次に、3人目の相手方であります風間氏につきましては、この衝突事故の反動により、町公用車が風間氏の車両に接触し損傷を与えたものであります。

次に、4人目の相手方であります齋藤氏につきましては、風間氏の後に停車していたところ、町公用車が風間氏の車両に接触したことにより、風間氏の車両が後退して、齋藤氏の車両に接触し損傷を与えたものであります。

この事件の直接の原因である交差点における衝突事故の過失割合であります、当方

90 パーセント、相手方 10 パーセントで示談したところでもあります。また、衝突事故の影響により損傷を受けました風間氏と齋藤氏への賠償につきましては、町と木村氏とが過失割合に応じて、共同で賠償したところでもあります。

和解の年月日及び賠償につきましては記載のとおりであります。対人につきましては治療が全て終了した時点で、対物につきましては修理が完了した時点で示談を行ったところでもあります。

なお、3 人目の相手方であります風間氏につきましては、和解年月日が本年 3 月 25 日と、発生から 2 年 5 カ月もの歳月を要したところではありますが、これは損傷を受けた風間氏の車両に対する賠償額について、了承をいただくことができず、この間、13 回にわたる交渉を重ね、ようやく了承を得て示談を行なったところでもあります。

本件につきましては、被害を受けられました関係者の皆様をはじめ、町議会並びに町民の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしたことに對しまして、改めて深くお詫びを申し上げますとともに、職員に對しましては二度とこのような事故を起こさないよう厳重に処分したところであり、また全職員に對し、さらに交通法規の遵守と安全運転の励行に努めるよう周知徹底を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、2 枚目のページをご覧いただきたいと思ひます。

2 件目の事件であります。発生年月日は平成 26 年 3 月 12 日であります。その内容であります。野沢字芝草後地内の駐車場において、町公用車が後退したところ、後方に駐車していた相手方車輛に接触し損傷を与えたものであります。

事件の相手方、和解の年月日及び賠償額は記載のとおりであります。なお、過失割合は、当方 100 パーセント、相手方ゼロパーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき委任専決処分事項の報告といたします。

○議長 　ただ今の報告に對し質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛 　まず 1 件目の事故についてお尋ねしたいところがあるんですが、まず大変長い時間、2 年 5 カ月もの和解に至るまでの時間がかかったということでありましたけれども、その間に今のご説明では 13 回ほど示談交渉というか、和解の交渉をなされたということではありますが、これはどなたが、町の職員あるいは共済担当者等考えられますけれども、どなたがこの 13 回の和解交渉にあられたのでしょうか、まずその辺をお尋ねしておきます。

○議長 　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 　交渉に当たりましては、まず当時の副町長を先頭に交渉をさせていただいたところでもあります。それから職員につきましては、総務課職員がこの事故処理の担当を受け持っておりますので、副町長と総務課職員でその対応をさせていただいたところでもあります。

○議長 　8 番、多賀剛君。

○多賀剛 　われわれも、私も仕事柄、交通事故でなかなか示談、和解に至らないケースと

いうのが最近多くなってきております。一つは過失割合に対して双方の言い分があつてなかなか調停できないというケースと、今回のようにいわゆる評価額が共済金、保険金の額に比べてあまりにも低いというようなケースがほとんどであります。その中で昨日お尋ねしたところ、今役場に入っている共済、保険に関してはいわゆる対物超過補償するような商品というか、ものは無いんだということではありますが、今の時代、皆さん自動車を長く使うようになってきて、こういうケースがものすごく多くなってきている。それと今の示談交渉、和解交渉に当たったのが副町長を筆頭に総務課の職員等がやられていたということではありますが、それにプラス、今は保険、共済等には弁護士等がしていただけるような特約等もいっぱい出ております。これ時代に合ったいわゆる共済、保険等に加入すべきと思いますけれども、そういうお考えはないのか、その点をお尋ねしておきます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほど示談交渉、副町長と総務課職員ということで申し上げました。そこにちょっと言い忘れて大変申し訳ございませんでしたが、町が入っておりますその共済の保険の担当者が、そちらが、交渉の専門員がおりますので、そういった方も一緒に入っただけで交渉を進めてきたということでございます。

それから今、議員がおただしありましたいわゆる対物の強化特約というものも確かにございます。われわれもそういったところを検討してみたわけでございますけれども、われわれが把握しております、その対物強化特約については最高でも 50 万円程度の補償しか上乘せにならないということでもございました。現在町が加入しております、その保険の制度の中ではこの特約というものがございませんので、今後こういった今回の事故のようなケースもございますので、こういった内容についても今後検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 他に。

これで報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を終わります。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 議会臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時議会におきましては、当面急を要する案件として、町消防団の民友旗表彰の受賞に当たり記念事業に伴う経費や財産の取得では各種研修などに使用する小型バスの更新、取得について提出をいたしました。それぞれの案件とも熱心なご審議を賜り、全議案とも原案どおりご議決をいただきましたこと、衷心より厚く御礼を申し上げます。執行にあたっては、いただきましたご意見等十分に意をもって対応してまいりますので、今後ともご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

季節は今、本格的な臯月を迎え、心身とも忙しさも増してまいります。加えて在京西会津会や大山まつりなど、多彩なイベントも控えております。皆様には健康に十分留意されまして、積極的なご参加とご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

結びに議員各位の益々の議会活動の精励と町勢伸展へのご尽力を賜りますようご祈念

いたしまして、閉会へのあいさつといたします。

どうもありがとうございました。

○議長　これをもって、平成26年第2回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(10時50分)